

高度な技術・知識・経験等を有する人材の雇用に要する経費を支援します！（上限額：200万円／人）



企業提案型人材力育成確保事業（高度専門人材確保支援） 第3次提案募集【平成29年9月4日（月）～10月20日（金）】

販路拡大や新規事業展開のための高度専門人材の雇用に対する助成金の第3次提案募集を開始します。滋賀県産業支援プラザホームページで募集要綱等を確認いただき、ご応募ください。
なお、今回の提案募集が今年度最後となりますので、ご注意ください。

事業内容

販路拡大や新事業展開のための高度専門人材の雇用を支援
※ 本事業の利用により、新たな雇用の創出を行うことが必要になります。
※ ただし、定期採用、退職者補充に該当する場合は対象外となります。
※ 新規事業展開トライアル支援事業との併用もできます。

対象企業

滋賀県内に事業所を有し、協議会に参加登録した企業
※ 下記対象業種に当てはまり、対象業種で事業を実施することが必要です。

対象業種

「高度モノづくり・環境」分野または「食料品」分野の下記の指定業種

「高度モノづくり・環境」分野

- | | |
|--------------|--------------------|
| ○繊維工業 | ○業務用機械器具製造業 |
| ○化学工業 | ○電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| ○プラスチック製品製造業 | ◎電気機械器具製造業 |
| ○窯業・土石製品製造業 | ◎輸送用機械器具製造業 |
| ○金属製品製造業 | |
| ○はん用機械器具製造業 | |
| ○生産用機械器具製造業 | |

「食料品」分野

- ◎食料品製造業
◎飲料・たばこ・飼料製造業

※ ◎は指定主要業種
○は指定関連業種

対象経費

新規雇用に必要な人件費（給与、諸手当、社会保険料等の事業主負担分）
※ 高度専門人材とは、コンサルティング会社、総合商社、モノづくり企業等の専門技術者をはじめ、博士課程を修了した若手研究者等、高度かつ専門的な技術や技能、知識、ノウハウ、実務経験、指導経験を有する人材をいいます。

補助率

補助対象経費の10/10
※ 下記の補助対象期間終了後、事業主都合により雇用の創出（高度専門人材または新たな人材の正規雇用等）が行えなかった場合、補助率を1/2にします。

補助限度額

新たに雇い入れる者1人当たり200万円以内
※ ただし、1社当たり1人までとします。

対象予定数

16社程度

補助対象期間

新規雇用を開始した日から最長平成30年1月31日まで。

お問合せ先

（公財）滋賀県産業支援プラザ内「産業・雇用創造推進センター」

〒520-0806 大津市打出浜2-1（コラボしが21内）

☎ 077-511-1424 FAX 077-511-1418

E-mail : sksc@shigaplaza.or.jp

<http://www.shigaplaza.or.jp/>

新規事業展開等に向けた試作開発・販路拡大に要する経費を支援します！(上限額:50万円/件)



企業提案型人材育成確保事業(新規事業展開トライアル支援) 第3次提案募集【平成29年9月4日(月)～10月20日(金)】

新規事業展開等に向けた試作開発や販路拡大に要する経費に対する助成金の第3次提案募集を開始します。滋賀県産業支援プラザホームページで募集要綱等を確認いただき、ご応募ください。なお、今回の提案募集が今年度最後となりますので、ご注意ください。

事業内容

新規事業展開等に向けた試作開発や販路拡大に係る経費の一部を補助

- ※ 事業の活用により、新たな雇用の創出を行う必要があります。
- ※ ただし、定期採用、退職者補充に該当する場合は対象外となります。
- ※ 高度専門人材確保支援事業との併用もできます。

対象企業

滋賀県内に事業所を有し、協議会に参加登録した企業

- ※ 下記対象業種に当てはまり、対象業種で事業を実施する必要があります。

対象業種

「高度モノづくり・環境」分野または「食料品」分野の下記の指定業種

「高度モノづくり・環境」分野

- | | |
|--------------|--------------------|
| ○繊維工業 | ○業務用機械器具製造業 |
| ○化学工業 | ○電子部品・デバイス・電子回路製造業 |
| ○プラスチック製品製造業 | ◎電気機械器具製造業 |
| ○窯業・土石製品製造業 | ◎輸送用機械器具製造業 |
| ○金属製品製造業 | |
| ○はん用機械器具製造業 | |
| ○生産用機械器具製造業 | |

- ※ ◎は指定主要業種
- は指定関連業種

「食料品」分野

- ◎食料品製造業
- ◎飲料・たばこ・飼料製造業

対象経費

①試作開発

新商品、新技術の商品化のための試作、改良、品質検査等にかかる原材料費、試験分析等委託費、専門家謝礼など

②販路拡大

県外や海外への営業旅費や宿泊費、専門家からのアドバイスを受ける経費、県外や海外の展示会へ出展する経費、バイヤー招聘に係る各種経費、PR動画やチラシ・ポスター作成費、販路戦略のための新デザイン考案経費、ホームページの作成・改良の経費、コンサルタント等による市場調査費など

補助率

補助対象経費の10/10

- ※ 下記の補助対象期間終了後、事業主都合により新たな正規雇用が行えなかった場合、補助率を1/2にします。

補助限度額

1件当たり50万円以内

- ※ ただし、1社当たり1件までとします。

対象予定数

11社程度

補助対象期間

事業を開始した日から最長平成30年1月31日まで。

お問合せ先

(公財)滋賀県産業支援プラザ内「産業・雇用創造推進センター」

〒520-0806 大津市打出浜2-1(コラボしが21内)

☎ 077-511-1424 FAX 077-511-1418

E-mail : sksc@shigaplaza.or.jp

<http://www.shigaplaza.or.jp/>